

季節による燃料の使用に関する措置

適用区域	燃料使用基準 (燃料の種類)	燃料使用基準 (使用燃料の 硫黄含有率)	適用期間	備考
<p>福岡市中央区 (昭和 47 年 11 月 30 日当時の区。従 って、平和 3 丁目・ 5 丁目、小笹 1 か ら 3 丁目、笹丘 1 から 3 丁目を除 く。)</p>	<p>重油等の石油系 燃料</p>	<p>1.0%以下。 ただし、排煙脱 硫装置を設置 している場合 は脱硫効率に よる換算値。</p>	<p>12 月 1 日 から翌年 3 月 31 日</p>	<p>燃料基準に適合する 燃料を確保するこ とが著しく困難な場 合は、通常使用燃料の 使用量を制限する。 ⇒通常使用燃料の 使用可能量[L/h]≤ 通常使用燃料の使 用量[L/h]×(1.0[%]÷ 通常使用燃料の硫 黄含有率[%])</p>
<p>福岡市博多区 (県道桧原比恵線、 市道東二整 13 号 線及び市道下臼井 堅粕線以北に限 る。)</p>	<p>重油等の石油系 燃料</p>	<p>1.0%以下。 ただし、排煙脱 硫装置を設置 している場合 は脱硫効率に よる換算値。</p>	<p>12 月 1 日 から翌年 3 月 31 日</p>	<p>燃料基準に適合する 燃料を確保するこ とが著しく困難な場 合は、通常使用燃料の 使用量を制限する。 ⇒通常使用燃料の 使用可能量[L/h]≤ 通常使用燃料の使 用量[L/h]×(1.0[%]÷ 通常使用燃料の硫 黄含有率[%])</p>